

平成28年5月17日判決言渡 同日原本領収 裁判所書記官

平成27年(ワ)第8500号 損害賠償等請求事件

口頭弁論終結日 平成28年3月15日

判 決

東京都 [REDACTED]
原 告 八 木 啓 代
埼玉県 [REDACTED]
被 告 黒 薮 哲 哉
東京都 [REDACTED]
被 告 志 岐 武 彦
被告ら訴訟代理人弁護士 山 下 幸 夫

主 文

- 1 原告の請求をいずれも棄却する。
- 2 訴訟費用は原告の負担とする。

事 実 及 び 理 由

第1 請求

被告らは、原告に対し、連帯して、200万円及びこれに対する平成27年4月8日から支払済みまで年5分の割合による金員を支払え。

第2 事案の概要

- 1 本件は、原告が、被告らに対し、インターネット上のウェブサイトに掲載された記事により名誉を毀損されたと主張して、不法行為に基づく損害賠償（慰謝料）として200万円及びこれに対する不法行為日の後である訴状送達の日（平成27年4月8日）から支払済みまで民法所定年5分の割合による遅延損害金の支払を求めた事案である。
- 2 前提事実（争いのない事実並びに証拠及び弁論の全趣旨により容易に認定で

きる事実)

(1) 本件記事

インターネット上のウェブサイト「さくらフィナンシャルニュース」（以下「本件サイト」という。）において、平成27年3月12日、「【特報】「志岐武彦VS八木啓代」の名誉毀損裁判、背景に疑惑の小沢一郎検審をめぐる見解の違い」と題する見出しで、平成26年(ワ)第25111号損害賠償請求事件（以下「別件訴訟」という。）に関し、下記内容の記事が掲載された（甲1、以下「本件記事」という。）。

記

連続したツイッターへの書き込みで名誉を毀損されたとして、『最高裁の罟』の著者で旭化成の元役員・志岐武彦氏が、歌手の八木啓代氏に対して200万円の損害賠償を求めた裁判の第5回口頭弁論が、11日に東京地裁で開かれた。準備書面の交換は、今回で終了して、次回の口頭弁論では、八木氏に対する本人尋問が開かれる運びとなった。

この裁判の背景には、志岐氏が調査してきた検察審査会と最高裁事務総局の「闇」がある。2010年9月14日、東京第5検察審査会は、小沢一郎議員に対して起訴相当議決を下した。これにより小沢氏は、強制起訴された。

ところがその直後から、小沢検審は「架空」の審査会で、最高裁事務総局が仕組んだ謀略ではないかという噂が広がり、週刊誌や夕刊紙がこの問題を報じた。そこで志岐氏は、情報公開制度を利用して、「役所」からさまざまな内部資料を多量に入手した。そして「市民オンブズマンいばらき」の石川克子事務局長（当時）の協力を得て、資料を分析。その結果「架空」と推論するに値する十分な裏付けを得たのである。

ところが八木氏は、志岐氏に対してツイッターを使って攻撃をはじめた。その中で八木氏は、志岐氏の説が「妄想」であるとして批判を繰り返した。

たとえば次のツイッターである。

「ちなみに、どうせまともな人は信じないので改めて書く必要もないと思いますが、志岐氏が昨日付のブログに書いていることは、すべて妄想です。かなり症状が進んでいるなと思います。早い内に病院か教会に行かれる方がよいと思います。」

小沢検審が「架空」であったと推論するだけの十分な根拠が明らかになっているうえに、八木氏の表現に（精神）病院か教会に行けといった侮蔑的な表現もあり、裁判所の判断が注目される。

なお、八木氏は、別の人物からも名誉毀損裁判を起こされ、東京地裁で200万円の損害賠償を命じられている。また、森裕子元参院議員が志岐氏に対して500万円の損害賠償と言論活動の制限を求めた裁判では、森氏が敗訴している。

志岐氏の調査報道の検証と森裁判の「戦後処理」は、始まったばかりである。【了】

(2) 当事者

ア 原告は、音楽家として活動するほか、作家として書籍等を出版する者であり、平成22年の大阪地検特捜部の証拠改ざん事件に問題意識を持ち、「健全な法治国家のために声を上げる市民の会」という市民団体を結成して、その代表を務める者である（甲21）。

イ 被告黒薮哲哉（以下「被告黒薮」という。）は、フリーのジャーナリストであり、本件サイトの編集者であるところ、本件記事を執筆した。

ウ 被告志岐武彦（以下「被告志岐」という。）は、「一市民が斬る！！」と題するブログを運営し、4219takeと題するIDでツイッターを行い、「第五検察審査会架空説」を唱える「最高裁の罟」と題する書籍を出版している者であるところ、本件記事のリツイートを行った。

(3) 別件訴訟

被告志岐は、原告に対し、原告がインターネット上に投稿したツイッターやブログの記載等により、名誉を毀損されたと主張して、不法行為に基づく損害賠償として200万円及び遅延損害金の支払いを求める別件訴訟を提起し、東京地方裁判所は、平成27年11月25日、同請求のうち10万円及び遅延損害金の支払いを求める限度で、一部認容する判決を言い渡したところ（乙41、以下「別件判決」という。）、原告が控訴を提起し、被告は附帯控訴し、同訴訟は控訴審に係属中である。

3 争点及び当事者の主張

(1) 名誉毀損の成否

ア 原告の主張

(ア) 本件記事のうち、「ところがその直後から、小沢検審は「架空」の審査会で、最高裁事務総局が仕組んだ謀略ではないかという噂が広がり、週刊誌や夕刊紙がこの問題を報じた。そこで志岐氏は、情報公開制度を利用して、「役所」からさまざまな内部資料を多量に入手した。そして「市民オンブズマンいばらき」の石川克子事務局長（当時）の協力を得て、資料を分析。その結果「架空」と推論するに値する十分な裏付けを得たのである。ところが、八木氏は、志岐氏に対してツイッターを使って攻撃をはじめた。その中で八木氏は、志岐氏の説が「妄想」であるとして批判を繰り返した。」との記述部分（以下「本件記述1」という。）は、第五検察審査会が架空であるという証明された既定事実があるにもかかわらず、原告が被告志岐を批判するツイートをを行ったのは、一方的に根拠なく批判を行ったとの事実を摘示するものであるところ、前提事実である第五検察審査会架空説は荒唐無稽と言うべきであり世間一般に認められていないうえ、原告が被告志岐を批判したツイートは、第五検察審査会架空説に関してではなく、被告志岐が無断で原告の名前を用い、「原告が、検察書類インターネット流出事件の犯人を知っている」とい

う悪質な虚言を知人などに拡散したことに対するのが主な理由であったにもかかわらず、その事実を一切記載せず、第五検察審査会架空説のみに対して突然攻撃を行ったかのように読めるから、虚偽報道であって、原告の社会的評価を低下させる。

(イ) 本件記事のうち、「小沢検審が「架空」であったと推論するだけの十分な根拠が明らかになっているうえに、八木氏の表現に（精神）病院か教会に行けといった侮蔑的な表現もあり、」との記述部分（以下「本件記述2」という。）は、原告の「病院か教会に行け」という表現に対して、あえて「（精神）病院」とつけることによって、原告の意図を改ざんし、原告が侮蔑的な表現を行う者であるとの事実を摘示するものであるから、原告の社会的評価を低下させる。

(ウ) 被告志岐は、本件記事のリツイート（リプライ）を十数回にわたり、執拗に行い、本件記事の拡散を行ったから、被告黒薮と共同不法行為責任を負う。

イ 被告らの主張

(ア) 本件記事は、別件訴訟に関して、被告黒薮が、原告と被告志岐の双方の言い分を取材した結果に基づいて、双方の主張を紹介し、記事にまとめた裁判報道であり、一般閲覧者の普通の注意と読み方からすれば、原告の社会的評価を何ら低下させるものではない。

(イ) 本件記述部分1は、「八木氏は、志岐氏に対してツイッターを使って攻撃をはじめた」との事実を摘示するだけで、何ら、攻撃の対象を限定する記載はないから、一般閲覧者の普通の注意と読み方からすれば、第五検察審査会架空説のみに対して突然攻撃を行ったかのように読めるものではない。なお、原告による被告志岐を非難するツイートの大部分は、第五検察審査会架空説が妄想であるとするものであった。

(ウ) 本件記述部分2は、原告の意図を改ざんするものではなく、一般閲覧

者の普通の注意と読み方からすれば、原告が侮蔑的な表現を行う者であると読めるものではない。

- (エ) 被告志岐が、本件記事のリツイートを行ったことは認めるが、本件記事について名誉毀損の不法行為は成立しないから、これをリツイートして拡散する行為について不法行為は成立しない。

(2) 違法性阻却事由の有無

ア 被告らの主張

- (ア) 本件記事のうち本件記述1は、「八木氏は、志岐氏に対してツイッターを使って攻撃をはじめた。その中で八木氏は、志岐氏の説が「妄想」であるとして批判を繰り返した。」という表現は、公共の利益に関する事実に係り、かつ、その目的が専ら公益を図ることにあったところ、原告が被告志岐を批判する内容の大量のツイートをしたことを前提事実とする論評であり、その内容も意見ないし論評としての域を逸脱するものではないから、公正な論評として、違法性が阻却される。

- (イ) 本件記事のうち本件記述2は、公共の利益に関する事実に係り、かつ、その目的が専ら公益を図ることにあったところ、その前の部分で原告のツイートを引用した「志岐氏が昨日付のブログに書いていることは、すべて妄想です。かなり症状が進んでいるなと思います。早い内に病院か教会に行かれる方がよいと思います。」と記載された記述部分を前提とする論評であり、一般閲覧者の普通の注意と読み方からすれば、精神を病んでいるから精神病院に行くことを勧めていると受け取るのが普通であるから、「(精神)病院」と記載することが原告の意図を改ざんするものではないことは明らかであり、その内容も意見ないし論評としての域を逸脱するものではないから、公正な論評として、違法性が阻却される。

イ 原告の主張

被告らの主張は争う。被告黒薮は、本件記事において、被告志岐の主張を紹介しているだけで、公正に原告及び被告志岐の双方の主張を紹介しているとはいえない。

(3) 損害額

ア 原告の主張

本件各記事による原告の名誉毀損に対する慰謝料額は、200万円が相当である。

イ 被告らの主張

争う。

第3 当裁判所の判断

1 争点(1)名誉毀損の成否について

(1) 判断の枠組み

インターネット上のウェブサイトに掲載された記事の内容が人の社会的評価を低下させるか否かについては、一般閲覧者の普通の注意と読み方を基準として判断すべきものであり、その前提として、同記事によって摘示された事実が何であるか、あるいは表明された意見ないし論評がどのようなものであるかについても、一般閲覧者の普通の注意と読み方を基準とし、ウェブサイトの特性を考慮して判断すべきものと解される。

(2) 本件記述1について

ア 原告は、本件記述1が、第五検察審査会が架空であるという証明された既定事実があるにもかかわらず、原告が被告志岐を批判するツイートを行ったのは、一方的に根拠なく批判を行ったとの事実を摘示するものである旨主張する。

しかしながら、前記第2の2前提事実(1)のとおり、別件訴訟における当事者双方の主張内容等を紹介する本件記事全体の内容に照らすと、一般閲覧者の普通の注意と読み方によれば、本件記述1は、被告志岐が資料を入

手、分析の結果、同検察審査会が架空であると推論する十分な裏付けを得た事実を摘示するとともに、原告が被告志岐に対してツイッターを使って攻撃をはじめ、その中で被告志岐の説が妄想であるとして批判を繰り返した事実を摘示するものであることは認められるものの、原告が一方的に根拠なく批判を行ったとの事実までを摘示するものと認めることはできない。

イ また、原告は、本件記述1の前提である第五検察審査会架空説は荒唐無稽と言うべきであり世間一般に認められていないところ、原告が被告志岐を批判したツイートは、第五検察審査会架空説に関してではなく、被告志岐が無断で原告の名前を用い、「原告が、検察書類インターネット流出事件の犯人を知っている」という悪質な虚言を知人などに拡散したことに対するのが主な理由であったにもかかわらず、本件記述1は、その事実を一切記載せず、原告が第五検察審査会架空説のみに対して突然攻撃を行ったとの事実を摘示する虚偽報道である旨主張する。

しかしながら、実際に原告が被告志岐を非難したツイートの大部分は第五検察審査会架空説が妄想であるとするものであったことがうかがえるところ(乙3)、前記第2の2前提事実(1)のとおり、別件訴訟における当事者双方の主張内容等を紹介する本件記事全体の内容に照らすと、一般閲覧者の普通の注意と読み方からすれば、本件記述1は、原告が、被告志岐に対してツイッターを使って攻撃をはじめたとの事実を摘示するとともに、原告が、被告志岐の説が「妄想」であるとして批判を繰り返したとの事実を摘示するものであることは認められるものの、攻撃の対象を限定する記載がないことなどに照らすと、原告が第五検察審査会架空説のみに対して突然攻撃を行ったとの事実を摘示するものと認めることはできない。

ウ 前記第2の2前提事実(1)のとおり、別件訴訟における当事者双方の主張内容等を紹介する本件記事全体の内容に照らすと、前記ア及びイのとおりの本件記述1が摘示する事実によって、一般閲覧者の普通の注意と読み方

により、原告の社会的評価が低下するものと認めることはできない。

(3) 本件記述2について

ア 原告は、本件記述2が、原告の「病院か教会に行け」という表現に対して、あえて「(精神)病院」とつけることによって、原告の意図を改ざんし、原告が侮蔑的な表現を行う者であるとの事実を摘示する旨主張する。

しかしながら、前記第2の2前提事実(1)のとおり、本件記事全体の内容に照らすと、本件記述2は、原告の表現に(精神)病院か教会に行けといった侮蔑的な表現もあるとの事実を摘示し、または意見を表明するものであることが認められるものの、その直前の原告のツイッターにおける記載部分として「ちなみに、どうせまともな人は信じないので改めて書く必要もないと思いますが、志岐氏が昨日付のブログに書いていることは、すべて妄想です。かなり症状が進んでいるなと思います。早い内に病院か教会に行かれる方がよいと思います。」との部分を受けた記述であることを考慮すると、一般閲覧者の普通の注意と読み方からすれば、原告の意図を改ざんするものとは認め難く、また、原告が侮蔑的な表現を行う者であるとの事実を摘示するものと認めることはできない。

イ 前記第2の2前提事実(1)のとおり、別件訴訟における当事者双方の主張内容等を紹介する本件記事全体の内容に照らすと、前記アのとおりの本件記述2が摘示する事実または表明された意見によって、一般閲覧者の普通の注意と読み方により、原告の社会的評価が低下するものと認めることはできない。

(4) 小括

以上によれば、本件記事の執筆、掲載について、被告黒薮に名誉毀損の不法行為が成立すると認めることはできない。

したがって、本件記事をリツイートした行為等について、被告志岐に不法行為が成立すると認めることもできない。

2 結論

以上によれば、その余の点について検討するまでもなく、原告の請求は、いずれも理由がないというべきである。

東京地方裁判所民事第15部

裁 判 官 青 木 晋

これは正本である。

平成28年5月17日

東京地方裁判所民事第15部

裁判所書記官 小宮

